



「PLAN75」

少子高齢化が一層進んだ近い将来の日本。満75歳から生死の選択権を与える制度<プラン75>が国会で可決・施行された。様々な物議を醸していたが、超高齢化問題の解決策として、世間はすっかり受け入れムードとなる。夫と死別してひとりで慎ましく暮らす、角谷ミチは78歳。ある日、高齢を理由にホテルの客室清掃の仕事を突然解雇される。住む場所をも失いそうになった彼女は<プラン75>の申請を検討し始める。一方、市役所の<プラン75>の申請窓口で働くヒロム、死を選んだお年寄りに“その日”が来る直前までサポートするコールセンタースタッフの瑠子は、このシステムの存在に強い疑問を抱いていく。また、フィリピンから単身来日した介護職のマリアは幼い娘の手術費用を稼ぐため、より高給の<プラン75>関連施設に転職。利用者の遺品処理など、複雑な思いを抱えて作業に臨む日々を送る。果たして、<プラン75>に翻弄される人々が行く着く先で見出した答えとは――。

先日、公開されたばかりなので、おうちで観るのはまだ先になるだろうが、結構な衝撃を受けたので取り上げてみました。カンヌ国際映画祭の特別表彰を受けたのは記憶に新しい。

近未来の物語で星新一のショートショートのような設定だと思ったが、倍賞千恵子を初めとした出演者の演技がとてもリアルで、本当のこのように錯覚してしまった。

尊厳死を選べるところまではいかないが、年金の減額、受給開始年齢の引き上げなど、毎日に高齢者が生きにくい社会になっているのは紛れもない事実。

長く生きてきた人間を粗末にして良いのか？生きることの価値っていったい何なのか？深く考えてしまう。

外国人労働者の様子も取り上げていて、来るべき超高齢化社会の縮図になっている。今後福祉問題の題材として取り上げられるだろう。観終わってため息しか出ない…

寄付御礼

2022年1月～6月 (五十音順)
赤堀佐代子様 高橋敬様
川内光子様 丸山寿美子様



会員加入のお願い

特定非営利活動法人 みどり兵庫は、皆さまのご支援のもと、会費、寄付金、事業収入で運営しています。年間の会費は以下の通りです。ご協力よろしくお願い申し上げます。

・特別会員 5,000円 ・会員 3,000円 ・賛助会員 2,000円 ・団体会員 10,000円

※旧正会員の方から特に申し出がない場合は新形態の「会員」として取り扱いさせていただきますのでご了承お願いいたします。

特定非営利活動法人

みどり兵庫通信

第25号 令和4年7月15日

成年後見のことなら
お気軽にご相談下さい



第9回総会のご報告

例年より早い梅雨明けとなり、急に暑さが増して来ましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。平素は特定非営利活動法人みどり兵庫の活動にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

5月20日(金) 西宮すなご医療福祉センター会議室をお借りして、特定非営利活動法人みどり兵庫第9回総会を、開催いたしました。

特別会員18名の内、出席10名、書面評決7名により、下記議案すべて原案通り可決されました。

第1号議案 令和3年度事業報告に関する件

第2号議案 令和3年度活動計算書(決算)及び監事監査報告に関する件

第3号議案 令和4年度事業計画に関する件

第4号議案 令和4年度活動計算書(予算)に関する件

第5号議案 役員(理事・監事)改選(再任)の件

本年も感染予防対策のため、会員・賛助会員・団体会員の方については陪席していただくことが叶わず、誠に申し訳ありませんでした。

出席者からさまざまなご意見をいただき、詳細につきましては、みどり兵庫ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://midorihyogo.jimdo.com>

みどり兵庫の後見事業は、会員のみなさまのお力に支えられております。今後とも、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2面 特別寄稿 神戸合同法律事務所 弁護士 増田祐一

3面 身上監護従事者の活動 川内光子

4面 TAKAOのお家でおススメ映画



弁護士の増田祐一と申します。

みどり兵庫様が実施される相談会等を担当させていただいております。

前回、後見関係事件の相談のうち、高齢者のケースと障がいがある方のケースについてご紹介させていただきましたが、今回は、また違うケースについて、ご紹介したいと思います(事案は様々なケースを組み合わせたものでフィクションです)。

1. 事故等にあわれたケース

事故や病気により、何らかの障がいを負ってしまったために、ご自身やご家族で財産管理や高度な判断が難しい方の後見人等を依頼されることもあります。

このようなケースもご本人に早期に信頼してもらえることが多いですが、生活状況が大きく変わるので、それに応じて住居、施設や医療機関を手配するお手伝いをします。

事故や病気の態様によっては、加害者へ賠償請求したり、各種保険金の請求を検討します。証拠を集めただけで多くの補償が受けられるように努力します。ここは弁護士としての専門性が特に発揮される部分かもしれません。いつも適切な補償が受けられるわけではありませんが、途端に生活に困窮してしまうケースもあるので、頑張りたいところです。

2. 生活困窮ケース

これまで3つのケースをご紹介させていただきましたが、「弁護士を依頼できるようなお金のある人の話で、自分とは関係ない」と思われていないでしょうか？

そもそも、弁護士が後見人になった場合の費用はどれくらいかかるのでしょうか？

弁護士が後見人になった場合の弁護士の費用は、弁護士が勝手に決めるわけではなく、裁判所が、事案の内容やご本人の収入や資産を考慮して決定します。通常は1月あたり3~5万円が多いです。しかし、後見人等が必要なケースは、ご本人に資産がない場合もあります。そのような場合、ご本人が支払えない費用を裁判所が決定することはあり得ませんので、弁護士の費用は安くなります。

最近、各自治体によって、このような場合の専門職後見人に要する費用を補助する制度ができてきており、後見人の費用は自治体の補助により賄われることもあります。制度の内容は自治体により異なりますので、事前の問い合わせが必要です。

3. 詐欺被害等

判断力が衰えてきたために、詐欺的商法により財産を失ってしまう場合や、世話をしてくれていたはずの親族・知人に財産を搾取されてしまっているケースもあります。

このような場合に後見人になった弁護士は、財産の返還を求めていき、ご本人の生活状況の改善に努めます。このような返金請求も私たち弁護士の力が発揮される部分です。もっとも、おれおれ詐欺のような詐欺集団に騙されてお金を払ってしまうと、まず返ってきません。相手が誰なのかもわかりませんし、取られたお金はすぐにわからないところに隠されてしまうからです。

このような事態に陥らないように適切に他人を疑って、一方で適切に他人を信じられるようになりたいものですが、認知能力が落ちると、人を疑う・信じる判断力も落ちてしまうように感じます。詐欺師の話は信じるけれども、弁護士の話は信じてもらえないということもあります。

私たち弁護士は、常にリスクを強調して説明する傾向があるから、聞いていて気持ちが良い話ではないのでしょう。詐欺師は聞いていて気持ち良い話ばかりをしてくれる(夢を見させてくれる)ことが多いですからねえ。夢かうつつか・・・

この記事が皆様の適切な判断の一助になれば幸いです。

身上監護従事者の活動 川内光子

コロナも少し落ち着き、西宮すなご医療福祉センターの面会は6月はガラス越しでしたが、身上監護従事者の皆さんは、それぞれ担当している方の面会日と時間を自分で予約し、お会いすることが出来ました。

久しぶりに面会が出来て、ご利用者の方たちも笑顔になり、たくさんお話もでき、また手作りのカードやお誕生日プレゼントもとても喜んでいただきました。

リーブ・フルーリーでは、計画相談事業所との契約時にお会いすることが出来、これまで身上監護従事者が送っていた絵葉書などを一緒に見て楽しい時間を過ごすことが出来ました。これからもたくさんの笑顔に出会いたく条件はありますが面会していきたいと思っております。

成年後見のことなら何でもご相談ください

ご家族などが成年後見人を担っておられる方で、家庭裁判所に提出する書類でわからないことなどで、みどり兵庫が何かお手伝いできることがあればご遠慮なく、お声をおかけください。

これから成年後見人をつけたいと思っておられる方、成年後見人についてもっと知りたい方などもお気軽にご相談ください。

《ご相談窓口》

みどり兵庫 事務局

TEL:0798-78-2537

FAX:0798-78-2538

Email:npo-midori@siren.ocn.ne.jp

HP: <https://midorihyogo.jimdo.com>